

ZEH 住宅加算金の対象となる「登録住宅性能評価機関等の

第三者認証機関が発行する省エネ性能表示による認証等」について

確認書類	発行機関等 ^{※1}
BELS 評価書(ZEH マーク又は ZEH-M マークが表記されたもの)	BELS 登録機関
設計住宅性能評価書(断熱等性能等級 5 かつ一次エネルギー消費量等級 6 を満たすもの) ^{※2}	登録住宅性能評価機関
建設住宅性能評価書(断熱等性能等級 5 かつ一次エネルギー消費量等級 6 を満たすもの) ^{※2}	登録住宅性能評価機関
フラット 3 5 S 適合証明書 ^{※3} 及び竣工現場検査申請書 ^{※4} ・適合証明申請書(すべての面)又はフラット 3 5 S 設計検査に関する通知書 ^{※5} 及び設計検査申請書(すべての面) <small>※6</small>	適合証明機関

※1 手数料は、機関により異なりますので各機関にお問い合わせください。

※2 令和 4 年 4 月 1 日以降に取得可能となるものです。

※3 「フラット 35S の基準の適用」欄、「金利 A プラン」の「省エネルギー性」にチェックがあること又は「フラット 35S の基準の適用」欄、「ZEH」の「ZEH(-M)」 「Nearly ZEH(-M)」 「ZEH-M Ready」 「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること。

※4 「フラット 35S 適用基準」欄、「金利 A プラン省エネルギー性」にチェックがあり、「断熱等性能等級 5 以上及び一次エネルギー消費量等級 6」にチェックがあること又は「フラット 35S 適用基準」欄、「ZEH」の「ZEH(-M)」 「Nearly ZEH(-M)」 「ZEH-M Ready」 「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること。

※5 連絡事項の「フラット 35S(金利 A プラン)「省エネルギー性能を利用する場合の条件」の欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。」にチェックが無いこと、かつ「フラット 35S の確認に BELS 評価書を利用する場合の条件」の欄の、「竣工現場検査・適合証明申請時までに当該書類の写しを提出することが条件となります。」にチェックが無いこと。

※6 「フラット 35S 適用基準」欄、「金利 A プラン省エネルギー性」にチェックがあり、「断熱等性能等級 5 以上及び一次エネルギー消費量等級 6」にチェックがあること、又は「フラット 35S 適用基準」欄、「ZEH」の「ZEH(-M)」 「Nearly ZEH(-M)」 「ZEH-M Ready」 「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること。